

健 生 発 0829 第 3 号
令 和 7 年 8 月 29 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 72 号。以下「改正省令」という。）により食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）の一部が改正されたところです。

その改正の概要等については下記のとおりですので、関係者へ周知いただくとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第 1 改正の概要

都道府県は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 54 条により、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。以下同じ。）であって、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）第 35 条で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準（以下「施設基準」という。）を定めることとしているところ。

今般、「食品の営業規制の平準化に関する検討会」において議論された、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の実態を踏まえ、公衆衛生に与える影響が著しい営業に関する基準の見直しを行うため、規則について改正を行った。

具体的には、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業については、これまで従業者が行っていた、施設内の状況の把握等を、機器の機能等により補完して行うこととなるため、従事者と同等の管理を行うために新たに基準を設ける必要がある。また、従業者が常駐しないことにより、必要としない若しくは衛生管理により対応が可能となる基準があることから、こうした実態を踏まえ、施設基準の見直しを行った。

第2 改正の内容

1 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の範囲について

(1) 「全自動調理機」とは、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有することとし、当面の間、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品Dの清涼飲料水の4の調理基準及び器具及び容器包装Eの6及び7に示す自動販売機の規格基準を満たすものとする。

(2) 「常駐せず」とは、メンテナンス等を目的とした訪問を除き、従業者が常に置かれていない状態を想定している。

2 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の実態を踏まえ、追加した施設基準（別表第20第一号ロ）に係る運用上の留意点

(1) 全自動調理機を含む、施設全体の衛生状況を確認するための監視設備とは、カメラ等により施設全体の衛生状況を常時把握することができるものであり、施設の外部からの汚染を防止できているかを確認し、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入等、異常があった場合に従業者が把握できる体制を備えていること。

(2) 全自動調理機を含む、施設に異常が生じた場合に、営業者が全自動調理機を停止できる機能とは、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入等、施設に異常が生じた場合に、食品の安全性が担保できないことから、異常を営業者に知らせると共に、営業者が全自動調理機を遠隔操作等により停止できる機能を有すること。

(3) 原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能とは、温度センサー等により、原材料の温度、調理の工程等の状況を確認し、温度管理の機能の故障や、洗浄不良等、全自動調理機の内部に異常があった場合に、当該機器が自動的に停止する機能を有すること。

(4) 外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備とは、調理後の食品が引き取られるまでの間に異物の混入、塵埃等により汚染されること及び食品の引き取りの誤りを防止するため、全自動調理機が鍵付き等の保管庫を有すること。

(5) 調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提

供しない機能とは、調理後の食品が長時間の保管中に食中毒菌等が増殖し健康被害が発生することを防止するため、食品の特性に応じて設定された保管期間を超過した場合に、全自動調理機が自動廃棄等の機能を有すること。

- (6) 全自動調理機を含む施設及び製品について、外観の破損、異物混入や、異味、異臭等、異常が生じた場合に、消費者が当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。また、消費者から営業者に通報があった場合に、遠隔操作等において当該機器を停止できるよう体制を整えること。

第3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。

その際、法第54条の規定により基準を定める都道府県は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の別表第19及び別表第20の基準を参酌して、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることができる。(附則第2項関係)

この省令が施行される以前から、従業者が常駐しない営業形態について、都道府県知事等が衛生上支障ないと判断し許可を受けた施設については、従前のおり営業可能であることを申し添える。

第4 その他

今後、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に係る運用の実態等を踏まえ、Q&Aにより具体的な事例等を示す予定としている。